

令和4年7月20日

大野城市立大利小学校保護者 様

大野城市教育委員会
大野城市立大利小学校
校長 黒澤 真二

夏季休業中の新型コロナウイルス感染症の対応について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、学校における新型コロナウイルス感染症対応にご協力いただき、誠にありがとうございます。全国的に新型コロナウイルス感染症の新規陽性者が急増し、第7波の到来と報道されています。5月以降は、陽性者が確認された場合のみ学級閉鎖とするなどの対応基準の変更や、学校内での感染予防対策の徹底により、ほとんど学級閉鎖措置となることがありませんでした。しかしながら7月に入り、陽性者が多発し学校外での飲食や室内でマスク無しで長時間遊ぶことにより、濃厚接触者となったり、二次感染したりするケースが多くみられています。

さて、明日から夏休みになりますが、下記の注意をご確認いただき、感染拡大防止のご協力をお願いいたします。

また、夏季休業中も、お子様やご家族の方がPCR検査や抗原検査等を受けられる場合は、周囲への影響が大きいため、できるだけ早く学校または大野城市教育委員会に連絡をお願いいたします。

記

- 外出する際は、目的地の感染状況、利用する施設の感染防止対策をよく確認して、混雑していない時間と場所を選ぶようにしてください。帰省や旅行など、県境をまたぐ移動は「三つの密」の回避を含め、基本的な感染予防対策を徹底するようにしてください。
- 夏季休業期間中もお子様の健康観察および健康観察カードの記入をお願いします。休日分も必ずご記入ください。
- 次のような場合には、学校にご連絡いただき、お休みして（登校しないで）ください。
【夏季休業中の登校例 小学校・ランドセルクラブ利用や面談等、中学校・部活動や面談等】
 - 児童生徒本人および同居家族に風邪症状がある場合（感染かもしれないとお考えください）
※ 医師から「感染の疑いはない」と確認された場合は除きます。
 - 児童生徒の同居家族が陽性者となった、あるいは感染が疑われるために同居家族が感染の有無を確認する検査（PCR検査・抗原検査等）を受ける予定・受けた場合
- 夏季休業中の連絡方法 ※夏休み中も必ずご連絡ください
 - 平日および勤務時間内（8：15～16：45） → 学校
 - 休日および勤務時間外、学校閉庁日（8月12日～8月16日） → 大野城市教育委員会
- 感染症対応によっては「学年・学級閉鎖（自宅待機）」「部活動中止」となる場合があります。閉鎖する「学級」や「学年」に在籍する児童生徒の兄弟姉妹が登校可能かどうかについては、状況によって異なるため、その都度学校からご連絡いたします。

裏面に本市の新型コロナウイルス感染症の学校対応についてお知らせいたします。併せてご確認ください。

■問合せ・連絡先

● 平日および勤務時間内

大利小学校 092-596-3092

● 休日・学校閉庁日および勤務時間外の連絡先

大野城市教育委員会 092-501-2211（代表）

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

令和4年7月20日時点

1 大野城市内小中学校児童生徒への対応表

	本人が陽性判定を受けた場合	本人が濃厚接触者に特定された・なる疑いがある場合	同居家族等が濃厚接触者に特定された・なる疑いがある場合
児童生徒	●出席停止	●出席停止 〈学校内接触の場合〉 ・陽性者と離れた日を0日とし 7日間 の自宅待機 〈家族内接触の場合〉 ・自宅待機期間は保健所が決定します。	●出席停止
備考	○保健所が決定した期間を出席停止とします。 ※受診された医療機関から保健所に発生届が出され、陽性者またはご家族に連絡(携帯電話にショートメール)があります。 (出席停止期間例) ・症状有の陽性 →発症日を0日目として10日間 ・無症状の陽性 →発症日を0日目として7日間	○市費によるPCR検査 ・学校内の接触により濃厚接触者に特定された場合、希望者には検査費のみ市費で負担することができます。 ※市費での負担には条件があるため教育委員会から連絡があった場合のみ検査費用を負担します。自己判断で受けた検査費は負担できません。 ○自宅待機期間の短縮 ・自宅待機期間の4日目および5日目に抗原定性検査キット(「薬事承認済み」のもの。「研究用」は不可)を用いた検査で両日ともに陰性だった場合は5日目から登校可能。 ・検査費用は家庭負担となります。	○登校再開の条件 下記の①②のいずれかが確認された場合、登校が可能となります。 ①濃厚接触者に特定された方の医療機関によるPCR検査の陰性が確認された場合。 ※濃厚接触者は無料検査対象にはなりません。 ②登校させたい児童生徒の検査機関等によるPCR検査・抗原検査の陰性が確認された場合。 ※無料検査場での検査でもかまいません。自己判断による抗原検査キットは不可。

2 学級閉鎖・濃厚接触者特定の基準と対応について

(1) 学級閉鎖の基準

- 学級内に陽性者が発生した場合
 - ・学級内に濃厚接触者となる児童生徒がいないか、安全かどうか即座に調査し、学級内で感染の広がりがみられる場合は学級閉鎖の対応をとります。
 - ・「濃厚接触者が特定された」「安全が確認された」場合は、その時点で学級閉鎖を解除します。
 - ・学級閉鎖の措置を取る場合は、学校から安心安全メールで連絡をいたします。登校時間中の場合、小学校は安全のため引き渡し下校となります。
 - ・登校時間中などにおいて、陽性者が確認された際、即座に「濃厚接触者が特定された」「安全が確認された」場合は、陽性者が特定されないように学級閉鎖のお知らせを出さないことがあります。
- 学級内での感染が広がる恐れがある場合
 - ・学級内に陽性者や体調不良者が複数いる場合、新たな陽性者や体調者が出なくなるまで学級閉鎖とし、継続する場合があります。

(2) 濃厚接触者の基準

下記のいずれかに該当する場合、濃厚接触者となります。基準は国・福岡県の基準を参考にしています。

- 同居あるいは長期間の接触があった
- 飛沫(くしゃみ、咳、唾液等)に直接接触した可能性が高い
- 手で触れることのできる距離(目安として1メートル)でマスク無しで15分以上の接触があった